

横浜市立大学大学院都市社会文化研究科通則

制 定 平成 21 年 4 月 1 日 規程第 169 号

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 57 号

(組織)

第 1 条 都市社会文化研究科（以下「本研究科」という。）に次の専攻を置く。

都市社会文化専攻（博士前期課程・博士後期課程）

(目的)

第 2 条 本研究科の目的は、都市社会の課題を中心に、現代世界が提起する諸問題について、人間と文化への深い理解をふまえ、実践的に取り組んでいける人材を育成することとする。

(入学者の選考)

第 3 条 入学者の選考方法、時期、合格判定等は本研究科教授会において決定する。なお、合格判定については本研究科運営会議に委任できるものとする。

(単位)

第 4 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 5 条 学生の授業科目の履修及び学位論文又は研究報告書の作成等に対する指導のため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上を置くものとする。

3 本研究科長は、本研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(他大学の大学院等及び入学前における本研究科での履修及び研究指導)

第 6 条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修し、又は他大学の大学院若しくは研究所（外国の研究所を含む。）等（以下「他大学院等」という。）において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として 1 年を超えないものとする。

2 前項により修得した単位及び本研究科入学前に他大学院等で修得した単位については、博士前期課程においては 8 単位を上限として、博士後期課程においては 2 単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第 15 条第 1 項又は第 2 項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

3 「横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部及びデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、14 単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第 15 条第 1 項に定める修了の要件における単位として算入することができる。ただし、

前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて14単位を上限とする。

(他研究科等における授業科目の履修及び研究指導)

第7条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、横浜市立大学の他研究科（他専攻を含む）の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることができる。

2 前項により修得した単位については、前条第1項により修得した単位と合わせて、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀 (S A) : 90点~100点

優 (A) : 80点~89点

良 (B) : 70点~79点

可 (C) : 60点~69点

不可 (D) : 59点以下

3 他大学院等において修得した単位につき、評価基準が明確に判断できない場合は、所定の単位に評価を付けず認定と表記する。

4 成績の評価に関して疑問がある学生は、成績確認の申立てをすることができる。

5 成績確認の申立てに関し必要な事項は、別に定める。

(転研究科等)

第9条 本研究科長は、本研究科学生が本学大学院の他の研究科に転科を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 本研究科長は、本研究科への転科を志望する者があるときは、本研究科教授会の議を経て、許可することができる。

(学位論文・研究報告書の審査)

第10条 本研究科を修了するためには、博士前期課程においては修士論文、博士後期課程においては博士論文を提出し、審査に合格しなければならない。ただし、博士前期課程においては、社会人学生として入学した場合に限り、実践的課題についての研究経過と提言を盛り込んだ研究報告書をもって修士論文に代えることができる。

2 研究報告書をもって修了する場合には、入学時に申請し、特別研究科目8単位を履修して研究指導を受けなければならない。ただし、修了予定年次の年度初めに申し出た場合に関し、本研究科教授会の議を経て、修士論文による修了に変更することができる。

3 学位論文又は研究報告書の審査に必要な事項は、「横浜市立大学大学院都市社会文化研究科修士の学位審査に関する内規」及び「横浜市立大学大学院都市社会文化研究科博士の学位審査に関する内規」に定める。

(優れた業績を上げた者に対する修了要件)

第11条 大学院学則第15条第1項第1号に定める「優れた業績を上げた者」とは、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 「横浜市立大学国際総合科学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程」に基づき、本研究科入学前に履修した本研究科開講科目について、本研究科がその単位を認定することにより、1年間の在学で修了に必要な単位を修得する見込みがあると認められる者
- (2) 本研究科入学前に本学以外の大学院で修得した単位について、本研究科がその単位を認定することにより、1年間の在学で修了に必要な単位を修得する見込みがあると認められる者
- (3) 本研究科入学前に上げた学術的に評価できる業績について、本研究科がその業績に相当する単位を認定することにより、1年間の在学で修了に必要な単位を修得する見込みがあると認められる者

2 大学院学則第15条第2項第1号に定める「優れた業績を上げた者」とは、本研究科入学から1年以内に博士予備論文審査において合格することにより、本研究科入学から2年間の在学で修了に必要な単位の修得及び博士学位論文合格の見込みがあると認められる者とする。

3 「優れた業績を上げた者」として認定を受けようとする者は、修了しようとする年度の開始時に、本研究科が別に定める申請をしなければならない。

4 研究科は、提出された書類を審査の上「優れた業績を上げた者」としての認定可否を決定する。

5 「優れた業績を上げた者」と認定された者であっても、認定後の履修において本研究科の修了要件を満たせない場合は、修了要件を満たすまで当該課程を修了できない。

(その他)

第12条 この通則に定めるもののほか、本研究科に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日改正）

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日改正）

この通則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。